

## 第3章 地域保健

平成15年5月に改正告示された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」のなかで地域保健対策の推進の基本的な方向として次の8つが示されています。

- 1 生活者個人の視点の重視
- 2 住民の多様なニーズに対応したきめ細かなサービス
- 3 地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり
- 4 国民の健康づくりの推進
- 5 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組
- 6 快適で安心できる生活環境の確保
- 7 地域における健康危機管理体制の確保
- 8 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

横浜市では、これらに沿って様々な施策を進めるとともに、福祉と保健との一体的なサービスの提供や、地域で行われる保健活動の支援等の充実に努めています。

### 第1節 地域保健

#### (1) 保健活動推進員事業

当事業は、昭和28年4月に地域の保健衛生の向上を図ることなどを目的に「保健指導員制度」として発足し、地域でさまざまな保健衛生活動を行ってきました。

平成13年6月に、従来の活動に加え、各地域のニーズに応じた主体的な活動を行うため、名称を「保健活動推進員」と改め、組織、執行体制を新たなものとししました。新体制の保健活動推進員数は5,344人（平成18年3月31日現在）で、次のような活動に取り組みました。

#### ア 地域での保健活動、各種普及啓発活動

市・区・地区単位での活動

（分野）市民の生涯にわたる健康づくりの支援、子育て支援、地域福祉保健の推進、市全体普及啓発活動（たばこの害）、健康づくり月間行事等各種啓発活動等

#### イ 推進員会議の開催

市・区・地区等における保健活動推進員会議開催

#### ウ 研修の実施・参加

市・区・地区における保健活動推進員研修の実施及び参加

表3-1 平成17年度保健活動推進員会活動実績

活動内容	実施回数等	延従事者数
地域での保健活動、普及啓発活動	6,885回	73,065人
研修の実施・参加	658回	15,462人
推進員会議	2,615回	22,308人

#### (2) ホームレス保健サービス支援事業

市内の公園・道路等に起居するホームレス等に対し、看護師等が巡回相談を行い、ホームレスの健康状態を把握し、必要に応じて関係機関と連携することにより、ホームレスへの保健・医療を確保するとともに、自立支援に向けた働きかけを行いました。

巡回相談実施日数 延べ 82日  
面接人数 延べ 219人  
医療機関への引継 延べ 5人

### (3) 事故予防推進事業

転倒、溺水、窒息、誤飲・誤食など身の回りで発生する様々な事故は子どもや高齢者などにとってハイリスク要因です。こうした事故は、適切な対策を講じれば未然に予防することができるはずですが、対策が不十分であり、同じような事故が繰り返し発生しているのが現状です。

少子高齢化が進む昨今、特に子どもの事故予防に関しては行政としても重点的に取り組む必要があり、死亡や後遺症を残す重大な事故を予防・減少させることを目的として事業を実施しました。

ア ホームページによる事故予防の啓発

イ 子どもの事故に関するアンケート調査の実施

ウ 職員研修の実施

(ア) 子どもの事故予防に関する職員研修

(イ) セーフティプロモーションに関する職員研修

エ 自転車補助いす乗車時のヘルメット着用に関する啓発

表3-2 子どもの事故に関するアンケート調査結果

事故の種類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～	不明	合計
転倒・転落	165	369	416	246	115	113	28	72	1,524
やけど	52	111	95	56	29	30	9	28	410
誤飲	27	73	46	19	5	4		21	195
交通事故	3	11	27	24	21	15	13	10	124
溺れ	6	39	19	4	4	6	2	13	93
窒息	8	23	21	14	4	5	2	12	89
その他	15	64	114	72	39	35	18	16	373
合計	276	690	738	435	217	208	72	172	2,808

## 第2節 肝炎ウイルス検査

各区福祉保健センターにおいて、平成14年度から基本健康診査の肝炎検査を受けられない方などを対象に、市単独事業として15歳以上の一般市民の方に対して、B型、C型肝炎ウイルス検査を実施しました。

表3-3 肝炎ウイルス検査受診者数

年度	B型肝炎	C型肝炎	合計
平成15年度	1,699	1,365	3,064
平成16年度	1,455	1,528	2,983
平成17年度	330	359	687

## 第3節 訪問指導

40歳以上で、生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスを行います。

表3-4 訪問指導事業実施件数

(延件数：人)

対象者	生活習慣病 要指導者	認知症高齢者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病 要指導者など
-----	---------------	--------	--------------------------

従事者	保健師	保健師	口腔衛生指導	栄養指導
			歯科衛生士	栄養士
平成 15 年度	285	509	504	150
平成 16 年度	232	-	387	135
平成 17 年度	302	-	300	110

認知症高齢者は、平成 16 年度より他部署の訪問指導事業の対象に移管しました。

## 第 4 節 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、本市独自の難病対策として、難病相談会、難病患者訪問指導及び難病患者等居宅生活支援事業、難病患者一時入院事業、在宅重症患者外出支援事業等を実施しました。

### (1) 難病患者等居宅生活支援事業

地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する観点から、難病患者等ホームヘルパー派遣事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業及び難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を平成 9 年 10 月から実施しています。

表 3 - 5 難病患者等居宅生活支援事業

年 度	ホームヘルパー派遣		短期入所		ヘルパー養成研修	
	派遣時間	登録利用者数	利用日数	利用者数	実施回数	受講者数
平成 15 年度	7,034	43	0	0	2	186
平成 16 年度	8,897	47	5	1	-	-
平成 17 年度	9,311	46	16	3	-	-

\* 難病患者等ホームヘルパー養成研修については、平成 16 年度からは、申請により民間事業者の研修を市指定研修としています。

年度	日常生活用具給付											利用者数
	給付数											
	便器	手すり	特殊寝台	入浴補助用具	車いす	歩行支援用具	電気式たん吸引器	柵ラザ	居宅動作補助用具	特殊便器	動脈血中酸素飽和度測定器	
15 年度	1		5	4	2	4	4		1		3	14
16 年度	1		3	2	2	2	1	1	2	1	7	15
17 年度	1	1	4	6	2	1	5	6	-	1	9	24

### (2) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、指導・助言を行うことにより、適切な療養生活の確保と社会復帰の促進に資することを目的とした難病相談会(個別相談・講演・交流会)を各福祉保健センターで実施し、平成 17 年度は 2,811 人の参加がありました。

### (3) 難病患者訪問指導事業

平成 17 年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、501 件でした。

### (4) 在宅重症患者外出支援事業

通常の交通機関での移動が困難で特殊車両(ストレッチャー対応車)を使用せざるを得ない在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成 17 年 5 月より事業を開始しました。平成 17 年度は延べ 125 件の申請があり、助成を行いました。

(5) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、在宅で介助を受けることが介助者の休息(レスパイト)を含めた介助者の事情により一時的に困難になった場合、療養生活の安定を図るための、一時入院を受入れることを目的として、平成 17 年 9 月より事業を開始しました。平成 17 年度は延べ 15 人の利用がありました。

## 第 5 節 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和 44 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(昭和 45 年施行)が制定され、横浜市は昭和 47 年 2 月に同法による指定地域(鶴見区の東海道線より海側の地域)の適用を受けました。

今までに 1,568 人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「補償等に関する法律」)の施行に伴い、昭和 63 年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなったことから、平成 17 年度末現在の公害健康被害者数は 536 人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」(以下「保護規則」)をもとに下記の事業を行っています。

表 3 - 6 給付一覧(公害健康被害者対象)

給付の種類		給 付 の 内 容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費	健康保険等の社会保険とは別個の医療制度により、指定疾病の特性に応じた治療が受けられる。
	障害補償費	障害の程度が 3 級以上である満 15 歳以上の患者に支給する。
	療養手当	月を単位として、入院 1 日以上、または通院 4 日以上の者に支給する。
	遺族補償費	指定疾病により死亡した患者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。
	遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる者がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給する。
	葬祭料	指定疾病により死亡した患者の葬祭を行った者に支給する。
「保護規則」に基づく給付	療養補助費	障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない患者に支給する。
	療養手当	月を単位とし、通院 2、3 日の患者に支給する。
	死亡補償金	(1)指定疾病により死亡した場合 1,200 万円。(2)死亡原因が指定疾病以外の場合 600 万円。ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除される。
	弔慰金	死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、患者の療養看護に努めた者に支給する。

表3-7 公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	17年度実績	実施内容
指定施設利用 転地療養	平成11年度	2件	2級以下の方を対象に、個人で家族や友人とともに、空気の清浄な自然環境で療養できるよう、宿泊費・交通費の補助や療養先での医師の往診及び保健師の訪問指導を行っています。
リハビリテーション教室	昭和53年度	年4回	知識の普及や健康回復の一助として、呼吸機能訓練、専門医の講話等を行っています。
禁煙指導	平成14年度	年14回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、機器を使用した測定や保健師による指導等を行っています。
家庭療養指導	昭和54年度	740件	家庭訪問を中心に、電話による近況確認や検査時の面接等を含め、保健師による個別の療養指導を行っています。
空気清浄機 購入費補助 （保護規則）	昭和49年度	14件	当初からの横浜市認定の患者が空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助しています。 （神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付けています。）
インフルエンザ 予防接種費用 助成事業	平成17年度	72件	患者が一部公費負担による高齢者インフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用の助成を行っています。

上記以外に、平成17年度は実施しませんでした、「1泊2日リハビリテーション教室」、「空気清浄機貸与事業」が対象となっています。

(2) 健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、下記の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査\*1に協力をしています。

\*1 環境保健サーベイランス調査

長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

表3-8 環境保健事業一覧（市民対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	17年度実績	実施内容
乳幼児血液 抗体検査	昭和63年度	スクリーニング 864件 受検者 154件	各区福祉保健センターの4か月児健診の際、血液抗体検査の必要がある乳児を問診等によりスクリーニングし、希望者に対し、本市が契約した公的医療機関等において血液抗体検査及び生活指導を実施しています。
ぜん息相談 （個別相談を含む）	昭和63年度	年31回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、市内在住の方を対象に、医師、保健師等による相談・指導を行っています。
慢性呼吸器疾患 リハビリ テーション講座	平成15年度	年5回	慢性呼吸器疾患に対する知識の普及、健康回復に役立つ呼吸機能訓練及び専門医の講話等を行っています。
ぜん息児水泳教室 （水中運動教室 を含む）	平成2年度	年7期 （1期8回）	市内在住の5歳から小学校6年生までのぜん息児を対象に、気管支ぜん息の治療に有効な水泳や水中運動を、医師の管理の下で行い、健康の回復・保持及び増進を図っています。

ぜん息児音楽教室	平成2年度	年3回 (延6日)	3歳から6歳までの未就学のぜん息児を対象に、音楽療法士による指導のもと、管楽器等を使った音楽療法を行い、腹式呼吸法等を習得させ、健康回復を図っています。
医療機器整備事業 (助成事業を含む)	昭和63年度	1件	市内の公的病院等に、医療機器整備に要する費用の助成をすることで、ぜん息等に関する医療水準を向上させ、当該疾病の予防及び当該疾病患者の健康の回復・保持及び増進を図っています。

## 第6節 原子爆弾被爆者等援護事務

### (1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給人数 1,236人

### (2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成人数 106人

### (3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成人数 119人

### (4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

進達等件数 976件

## 第7節 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成4年10月に設置され、財団法人横浜市総合保健医療財団が管理・運営を行っています。

### (主な事業)

要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」

認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」

精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」

地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

表 3-9 総合保健医療センター利用者数(人)

年 度	計	介護老人保健施設	診 療 所	精神障害者支援施設
平成15年度	65,582	30,318	14,381	20,883
平成16年度	67,424	30,534	15,146	21,744
平成17年度	65,257	32,245	10,508	22,504

診療所の平成15、16年度実績は、健康教育事業、骨粗しょう症外来(平成16年度末で終了)の数を含みます。